

産 業 廃 棄 物 中 間 処 理 施 設

許可取得業者名	処理業者名・代表者					
	本社所在地・電話番号	東京都大田区				
	施設所在地	東京都大田区				
	施設責任者名					
中間処理する産業廃棄物名		廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリートくず及び陶磁器くず、 廃プラスチック類（廃発砲スチロールに限る。）				
処理の方法		破 碎：				
		溶 融：				
処理能力		施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日
		破 碎		3.3 (t/日)		
				2.2 (t/日)		
				3.9 (t/日)		
溶 融		0.8 (t/日)				
処分等のための保管最上限						
許可番号						
許可期限						
許可条件		(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。(2) 「産業物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他関係法令を遵守すること。(3) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。				